

**八尾市立病院維持管理・運営事業
実施方針**

平成14年9月10日

八 尾 市

目 次

第 1	特定事業の選定に関する事項	1
1	特定事業の事業内容に関する事項	1
2	特定事業の選定方法等に関する事項	6
第 2	民間事業者の募集及び選定に関する事項	7
1	民間事業者選定の方法	7
2	選定スケジュール	7
3	募集手続等	8
4	応募者の備えるべき参加資格要件	10
5	審査及び選定に関する事項	11
6	提案書類の取り扱い	12
第 3	民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	12
1	リスク分担の基本的考え方	12
2	予想されるリスクと責任分担	12
3	リスクが顕在化した場合の費用負担の方法	12
4	提供されるサービスの水準	13
5	本事業の管理者による支払に関する事項等	13
6	事業の実施状況の監視	13
第 4	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	14
1	施設の概要	14
2	施設の立地条件	14
第 5	事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	14
第 6	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	14
1	事業の継続に関する基本的考え方	14
2	継続が困難となった場合の措置	15
第 7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	15
1	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援	15
2	その他の支援	16
第 8	その他特定事業の実施に関し必要な事項	16
1	議会の議決について	16
2	提案に伴う費用負担	16
3	本実施方針に関する問合せ先	16

第1 特定事業の選定に関する事項

1 特定事業の事業内容に関する事項

- (1) 事業の名称
八尾市立病院維持管理・運営事業（以下「本事業」という。）
- (2) 事業に供する公共施設等の種別
病院施設
- (3) 公共施設等の管理者等
八尾市長 仲村 晃義
- (4) 事業の目的・趣旨

P F I 導入の背景

国の示す抜本的な医療制度改革は、薬価制度の見直し、診療報酬体系の見直し、高齢者医療制度の見直し、医療供給体制の見直しの4つを主要課題としている。特に、伸びの著しい老人医療費を中心に、今後の公的負担を抑制する各種の方策が、各方面で議論になっている。その中で、医療供給体制については、株式会社の参入や保険者と医療機関の直接契約制など、医療への市場原理の導入が提起されている。また、自治体病院に対して、経営の合理化を目指して、P F I（Private Finance Initiative：民間資金を活用した社会資本整備手法）の活用が進められている。P F Iを従来型と比較するとその違いは、複数年にわたる契約（自治体にとっては長期債務負担行為）性能仕様にもとづく契約、業務の一括契約、公共の受けとるサービスの量と質にもとづく支払契約（業績連動支払い）などをあげることができる。自治体病院にあてはめると、政令8業務（医療法施行令第4条の7各号の業務）に加え、病院建物の設計・建設・維持管理、駐車場の管理、食堂や売店の運営など、医師や看護師による直接的な医療行為以外の業務をP F I事業として特定の民間事業者任せすることで、民間病院で運営の合理化に寄与している民間企業のノウハウを活用しようという考えである。

これまでの経緯

新病院については、昨年7月、建築着工にとりかかり、現在、情報システム、医療機器、運営システムなどの検討に入っている。基本構想の理念として「2次医療圏における地域医療支援病院として、地域医療の中核的な役割を担う。」「高齢社会に対応する保健・医療・福祉の総合的な推進を図るため、その連携を支援する。」「21世紀に向けた病院運営のあり方を模索し、総合的かつ効率的な医療サービスの提供により健康な市民生活を支援する。」とあり、この理念を常に確認しながら作業を進めることとする。

情報システムについては、基本構想をもとにオーダリングシステムを基幹としたシステムの検討を進めていたが、平成13年度に入り、電子自治体のモデルとなる「総合医療情報システム」の構築を目指す電子カルテを基幹とするシステムを導入するとの整備計画が定められた。この際に新病院においてシステムの運用を考慮すると、P F Iによる手法が有効であるとの結論を得た。また、平成14年4月からは、情報システムに限らず業務範囲を広げ、P F Iについて導入可能性に関する基礎調査を実施し、実施方針策定から特定事業の選定にいたるまでの検討に取り組み始めた。

市立病院の現状

(ア)平均在院日数について

平均在院日数については、これを減らすことにより病床利用率を上げ収入を高める戦略をとる必要がある。新病院では、急性期医療を目指す病院として、平均在院日数の基準として17日以内を目標とするが、全科を平均すれば概ねクリアされている。

(ただし、平成13年度では、内科が23.3日、整形外科が34.8日と特に基準を超えている。)

急性期の治療方針を徹底し、クリニカルパス(治療方針の統一)などで最小コストで成果を出す。診断群別前払い制度(DRG/PPS)が導入されると、さらに在院日数の短縮は経営の効率化に寄与する。

(イ)紹介率について

紹介率30%以上が急性期医療として求められている条件である。紹介率は、平成10年14.7%、平成11年14.8%、平成12年15.9%、平成13年は16.8%と徐々に高くなってきているが、30%には至っていない。

今後、紹介率を向上させるためには、特色ある機能のアピール、救急部門の強化、地域連携室の強化、逆紹介の促進等を図る必要がある。

(ウ)平成13年度の状況及び平成14年度の動向

平成13年度は前年度に比べ、単年度損益が、純利益から約94百万円の純損失に転じた。

これは費用の大部分を占める給与費が1.2%の減、材料費が2.7%の減となったものの、入院収益が5.6%の大幅減となったためである。

外来収益は、ほぼ横ばいであったが、入院患者について、病床利用率が4.3ポイント減の81.6%となった。地域で入院治療が必要な患者数が限られている中で、病床利用率

90%以上を目指すには、入院患者を呼び込むため医療需要に見合った機能は何か、さらなる医療の質を高めるための方策は何か等を分析する必要がある。さらに、入院患者1人1日当り診療収入もわずかであるが下がっている。

医業収益が減少したこともあって、医業収益に対する職員給与費の割合は1.4ポイント高くなり、62.0%となった。

平成14年度においては、診療報酬のマイナス改定や外来患者における医薬分業の完全実施の影響、さらに入院患者の減少傾向が続いており、増収対策や費用の節減対策について、新病院の開院をも視野に入れた経営健全化策の実施が急務となっている。

このような状況であるが、市民のニーズに応え、また、新しい施設や機器の投資に見合う病院となるためには、新病院の開院を契機として、医療スタッフを中心に医療の質の向上と収益を上昇させるには、どのような治療方針をとればよいか等の経営感覚を身に付ける必要がある。また、すべての職員に徹底させるためには、組織をあげて意識改革に取り組まなければならない。

新病院の基本方針

(ア)近年、高齢化の進展・疾病構造の変化・医療技術の進歩により、地域住民の医療ニーズが高度化、多様化する中で、誰もが安心して適切な医療が受けられるようにするためには、地

域の医療機関相互が連携、機能分担して、保健・福祉とも連携を図りながら、健康増進から疾病の予防、治療及び回復（リハビリテーション）にいたる包括的な保健医療供給体制を整備することが緊要な課題となっている。

本市立病院は、その役割を明確にし、使命を達成していけるような機能を拡充強化するとともに、地域の医療機関との信頼関係を基礎に、地域保健医療体制の確立を推進する中核的役割を果たしていくことが一層重要となっている。

このため、「2001年やおプラン」において、「市立病院については、市民に信頼される病院として、医療体制の整備に努め地域医療の中核機能を十分に発揮できる近代的病院を目指す」ことを計画の方向とし、「市立病院の財政の健全化を図るとともに、老朽化した現施設の建替えを進める」として、現施設の建替えについて計画を進めてきたところである。

(イ)新病院がスタートする21世紀にあっては、超高齢化社会の到来を背景に疾病構造も変化するなど医療環境が大きく変容することから、国においては、このような状況を踏まえ適切な医療提供体制の構築のため、医療機関の機能的類型化が進められている。

そのため各医療機関は、それぞれの機能を明確にするとともに、地域における機能分担と連携を一層推進することにより、日常生活圏での医療完結を目指し、より適切な医療提供システムを確立することが求められている。

一方、近年の疾病構造の状況を見ると、生活習慣病としての「がん」「脳卒中」「心臓病」などが占める割合は高齢になるにつれ高くなっている。今後の超高齢化社会を踏まえると「がん疾患」「脳血管疾患」「心疾患」に対応する機能の拡充も求められている。

また、疾病の予防や健康の増進などの保健サービスの充実を図るとともに、地域の特性を踏まえた住民のニーズに合った適切なサービスを効率的・効果的に供給する保健・医療・福祉の提供体制づくりを進めていくことが求められている。

新病院の運営にあたっては、このような医療を取り巻く環境の変化に柔軟に対応し、八尾市における地域中核病院として、地域から信頼される医療を実践するため、

- ・ 安全で親切な医療を提供する。
- ・ 高度で良質な医療を実践する。
- ・ 患者さんの意思と権利を尊重する。

を基本理念とするとともに、

- 1) 患者さんへのサービスに徹し、市民に信頼され親しまれる病院。
- 2) 地域の中核病院としての急性期医療・救急医療の充実を図る。
- 3) 医療水準・医療ニーズの変化に対応し得る病院を目指す。
- 4) 地域の医療機関との機能分担・連携強化による圏域内での医療を確立する。
- 5) 高齢社会に対応した保健・医療・福祉サービス支援体制を推進する。
- 6) 健全経営の確保を図る。

を基本方針とするものである。

PFI導入の目的

(ア)医療サービスの向上

PFIを導入する目的については、第一に、「医療の質の向上」や「医療環境の向上」など直接、医療サービスの品質が向上する効果を考える。現病院では、医師や看護師が主たる業

務でない部分に關与していたり、情報システムが十分に整備されていないために、伝票事務に追われるなど、効率的に診療業務が遂行できていないケースがある。新病院においても、限られた人員のもとで運営を行う必要があり、このままでは、自ずと患者の受けるサービスの品質が低下することが予想される。周辺サービスを改善し、医師や看護師が本来業務に専念できるようにすることで、医療サービスを充実する。

また、新病院では、電子カルテを基幹とする総合医療情報システムを導入する。この中でスタッフ間の連絡作業の軽減、転記ミス・指示漏れ等の防止を図るとともに、患者情報の共有化、診療内容の標準化等を行う。

これらは、医事会計等のサブシステム、あるいは人事管理、物品管理、財務会計等とも連動する。そのすべての項目は、診療や経営の最適な意思決定支援として業務分析並びに経営分析に資するものである。

(イ)患者サービスの向上

第二の目的として、「患者サービスの向上」、「施設の利用しやすさ・機能の向上」などのサービスの質的向上効果を期待する。患者中心の病院を実現するためには、病院ボランティア、関係する諸団体、病院職員の連携のもとで意見をきめ細かく分析し、日々の活動に反映することが重要である。これらの業務は、民間企業の顧客本位の経営・運営ノウハウを活用するPFIの導入により可能となる。

(ウ)コストの縮減

提供する医療サービスの性格から自治体病院経営における赤字を直ちに問題視することはできないが、統計的にも民間病院と比べコスト縮減の余地があるとされ、コスト縮減が第三の目的となる。しかし、新病院における、PFI導入によるコスト縮減の対象は、直接的な医療サービスではなく、周辺業務が中心となる。

現病院においては、民間病院との人件費の違いなどを背景に積極的な外部委託を進めているが、単年度契約を基本とし、単一業務ごとに民間事業者選定を行う自治体直営方式では、民間病院で実施されている経営効率化、ノウハウを活用するには限界がある。医療行為そのものについては、病院側が主体的に決定する権利をもちながら、その他の周辺業務に対して民間事業者のノウハウを病院運営に活用するため、PFIの導入を考えている。

(5) 事業の範囲・内容

PFI法に基づき、PFI選定事業者が病院の一部設備、什器、備品等を調達、保有し、契約期間内における施設の維持管理及び医療関連サービス等の運営業務を行うことを事業内容とする。

病院施設は、市が設計、建設を行い、所有権は市が保有することを想定している。また、病院事業の経営及び診療行為については、従来どおり市が行う。PFI選定事業者の所有する設備、什器、備品、消耗品等は選定事業者が所有し、事業期間終了後、八尾市に所有権を移転するものとする。

対象となる民間事業者の事業範囲は、次のとおりである。(資料1参照)

病院施設等の一部整備業務

(ア) 専らSPC業務の用途となる設備等の整備に関する業務

(イ) 病院施設・設備の一部整備に対する改善提案(本体工事等に影響を及ぼさない軽微なもの)
業務

上記(ア)(イ)については、本体工事設計施工に関わる既発注部分を除く。

建設・設備維持管理(ファシリティ・マネジメント)業務

(ア) 設備管理業務(設備運転・監視・点検・保守・修繕・更新等)

(イ) 外構施設保守管理業務(点検・保守・修繕・更新等)

(ウ) 警備業務

(エ) 環境衛生管理業務(環境測定業務)

(オ) 植栽管理業務

病院運営業務(医療法に基づく政令8業務)

(ア) 検体検査業務

(イ) 滅菌消毒業務

(ウ) 食事の提供業務

(エ) 患者等の搬送業務

(オ) 医療機器の保守点検業務

(カ) 医療ガスの供給設備の保守点検業務

(キ) 洗濯業務等

(ク) 清掃業務

その他病院運営業務

(ア) 医療事務業務(診療報酬請求等)

(イ) 看護補助業務

(ウ) 物品管理・物流管理(SPD)業務

(エ) 医療機器類の整備・管理業務

(選定事業者が整備する医療機器類は、募集要項にて別途提示する。)

(オ) 医療機器類の更新業務

(カ) 総合医療情報システムの運営、保守管理業務

(キ) 利便施設運営管理業務(食堂、売店等)

(ク) 一般管理業務(経営改善提案含む。)

(ケ) 廃棄物処理業務

(コ) その他業務

なお、市は、医療法に定める病院の開設者として、病院を開設し、同法及び関連法令の適用のもとで病院を運営・管理するものである。その業務範囲・内容は、以下のとおり。

(ア) 病院施設の設計、建設業務

- (イ)医療法及びその他関連法令に基づき、病院が自ら行わなければならない診療、看護、院内薬剤・服薬指導、生理検査、病院給食運営の総括等、医療サービスの提供に関する業務及び医療管理、病院管理に関する業務
- (ウ)地方公営企業法、地方自治法及び関連法令に基づき、市が自ら行わなければならない病院事業の設置等に関する事務
- (エ)一部給食業務の運営
- (オ)主な医療機器類の整備

なお、総合医療情報システムの開発、整備業務については、八尾市が別途選定した民間専門事業者が行うこととしている。

(6) 本事業に必要と想定される根拠法令等

- ・医療法
- ・地方自治法
- ・地方公営企業法
- ・建築基準法
- ・消防法
- ・健康保険法
- ・薬事法
- ・その他関係法令等

(7) 事業スケジュール(予定)

本事業の全体事業期間は、平成15年度から平成30年度までの16年間とする。
事業スケジュールは、概ね次のとおりとする。

事業契約締結	平成15年度中
維持管理・運営期間	平成16年4月～平成31年3月末

2 特定事業の選定方法等に関する事項

(1) 特定事業選定の基本的考え方

本事業をPFI手法により実施することにより、従来の手法により実施した場合と比較して、事業期間全体を通じた市の財政負担の縮減が期待できる場合、又は財政負担が同一の水準である場合において、サービスの水準の向上を期待できる場合に、PFI法第6条に基づく特定事業として選定する。

(2) 特定事業選定の手順

特定事業の選定に当たっては、以下の点について評価を行い、その評価の結果を評価内容と

併せて公表する。

- (ア) コスト算出による定量的評価
- (イ) P F I 事業として実施することの定性的評価
- (ウ) 選定事業者に移転されるリスクの評価
- (エ) 上記ア～ウの総合的評価

(3) 特定事業の選定結果の公表

前号に基づいて本事業を特定事業と選定した場合は、その判断の結果を、評価の内容と合わせ、公告その他の手続きをもって速やかに公表する。また、事業の実施可能性についての客観的な評価の結果等に基づき、特定事業の選定を行わないことにしたときにも、同様に公表する。

第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 民間事業者選定の方法

本事業では、維持管理、運営段階の各業務において、選定事業者による効率的・効果的なサービスの提供及び医療サービスの向上を図ることを求めることから、民間事業者の選定に当たっては、民間のノウハウ、創意工夫を総合的に評価して選定することが必要とされる。したがって、事業者の選定方法は、サービスの対価の額に加え、維持管理能力、運営能力等を総合的に評価する総合評価一般競争入札方式に準じて行うものとする。

2 選定スケジュール

民間事業者の募集・選定スケジュール(予定)は、次のとおりとする。

日 程	スケジュール
平成14年 9月10日	実施方針の公表
平成14年 9月18日・20日	実施方針に関する説明会
平成14年 9月11日～24日	設計図書の間覧
平成14年 9月11日～26日	実施方針に関する質疑と意見等の招請
平成14年10月上旬	実施方針に関する質疑回答
平成14年10月下旬	特定事業の選定・公表
平成14年11月上旬	一次審査(資格審査)募集要項の公表
平成14年11月上旬	一次審査(資格審査)募集要項に関する説明会
平成14年12月	一次審査(資格審査)募集要項等に関する質問の受付・回答
平成14年12月上旬	一次審査(資格審査)書類提出受付
平成14年12月中旬	一次審査(資格審査)結果の公表
平成14年12月下旬	二次審査募集要項等の公表
平成15年 1月中旬	二次審査募集要項等に関する質問の受付・回答
平成15年 3月下旬	二次審査提案書の受付
平成15年 5月	優先交渉権者の決定、公表
平成15年 6月	仮契約の締結
平成15年 7月中旬	事業契約締結

3 募集手続等

(1) 実施方針の公表、説明会

本事業に対する民間事業者の参入の促進に向けて、本事業の実施方針を公表するとともに、病院施設の設計図書の閲覧及び有料配布を実施する。

また、実施方針に関する説明会を八尾市内において開催し、事業の内容、募集及び選定に関する事項等について市の考え方の説明を行う。

設計図書の閲覧

希望者に対し、設計図書を次のとおり閲覧に供する。(平面図、平面詳細図、立面図)

(ア)閲覧期間：平成 14 年 9 月 11 日(水)～9 月 24 日(火)

(ただし、土曜・日曜・祝・休日を除く。)

(イ)閲覧時間：午前 10 時～正午、午後 1 時～午後 5 時

(ウ)閲覧場所：八尾市立病院 病院建設準備室

< 八尾市立病院 病院建設準備室 >	
住所	大阪府八尾市南太子堂 2 - 1 - 5 5
電話	0729-22-0881 内線 361・364
FAX	0729-22-1778
電子メール	byouinkensetu@city.yao.osaka.jp

閲覧図面は現時点の図面であり、今後、都合により変更することがある。

設計図書の有料配布

希望者に対し、病院施設の設計図書の有料配布を次の要領で行う。

希望する者は、「八尾市立病院設計図書購入希望」と明記のうえ、会社名、申込者氏名、住所、電話、必要な図面を記入して、ファクシミリ又は電子メールで上記閲覧場所まで申し込みを行う。(様式自由)

(ア)申込期間：平成 14 年 9 月 11 日(水)～24 日(火)

(ただし、土曜・日曜・祝・休日を除く。)

(イ)頒布日時：平成 14 年 9 月 30 日(月) 午前 10 時～正午、午後 1 時～午後 5 時

(ウ)頒布場所：八尾市立病院 病院建設準備室

(エ)価 格：A 2 1 枚 3 5 円×必要枚数(実費相当額、消費税含まない)

A 1 1 枚 6 0 円×必要枚数(実費相当額、消費税含まない)

実施方針に関する説明会

希望者に対して、実施方針に関する説明会を八尾市にて、次の要領で行う。

参加申込期間	平成 14 年 9 月 11 日～9 月 17 日 午後 5 時まで（第 1 回開催分） 平成 14 年 9 月 11 日～9 月 19 日 正午まで （第 2 回開催分）
参加申込方法	「実施方針説明会参加申込書」（様式 1）に参加希望の説明会開催日に を付け、必要事項を記入のうえ、電子メールでのファイル添付またはフ ァクシミリにより、病院建設準備室まで送付する。なお、参加人数は 1 事業者 2 名までとする。
申込先	八尾市立病院 病院建設準備室

日時： 平成 14 年 9 月 18 日（水） 午後 2 時～ 4 時【第 1 回】
： 平成 14 年 9 月 20 日（金） 午後 2 時～ 4 時【第 2 回】
場所： 八尾市文化会館 小ホール
大阪府八尾市光町 2 - 4 0
当日連絡先(電話) 0729-24-5111 (代表)

(2) 実施方針に関する質疑応答と意見等の招請

実施方針に記載の内容に関する質疑応答を以下の要領により行う。民間事業者から提出のあ
った意見等について、市が必要と判断した場合にはヒアリングを行う。

<実施方針に関する質疑応答と意見等の招請>

受付期間： 平成 14 年 9 月 11 日(水)～9 月 26 日(木)

提出方法： 意見書（様式 2）、質問書（様式 3）に記入の上、電子メ - ルでのファイ
ル添付又はファクシミリで市宛てに送付する。

送付先： 八尾市立病院 病院建設準備室

回答方法： 10 月に八尾市のホームページにて公表するとともに、市にて回答書を配
布する。詳細な回答時期及び方法については、八尾市のホームページにて
公表する。

(3) 特定事業の選定・公表

実施方針等に対する意見も踏まえ、本事業を P F I 事業として実施することが適切であると
認める場合、本事業を特定事業として選定し、その結果を公表する。

(4) 一次審査募集要項等の公表、質問の受付・回答、結果の公表

特定事業の選定結果を踏まえ、11 月上旬に公告を行い、一次審査のために必要な書類、提
出方法、審査方法等を示した要項を提示する。

提示後、要項の内容等に関する質問を一定期間受け付ける。応募者は、要項に示された手続
きに従い、一次審査に必要な書類を提出することとする。質問に対する回答及び審査の結果は、
応募者に通知するとともに、公表する。

(5) 二次審査募集要項の配布、質問の受付・回答、結果の公表

一次審査通知により、二次審査参加資格の確認を受けた応募者に対して、要求水準書、募集
要項を配布し、質問・意見の受付を行うほか、市が必要と認めた場合には、応募者に対して個
別にヒアリングを行うこととする。

(6) 優先交渉権者の選定及び公表

提案書について、審査委員会にて総合的に評価を行い、事業契約の締結に向けて、市との協議を行う。

優先交渉権者及び次点交渉権者を選定し、応募者に通知するとともに公表する。

(7) 優先交渉権者との交渉と事業契約の締結

選定した優先交渉権者と契約内容の評価について協議し、契約を締結する。協議が整わなかった場合、次点交渉権者と協議を行う。

4 応募者の備えるべき参加資格要件

(1) 応募者の構成等

応募者の構成等については、次のとおりとする。

応募者は、複数の企業等により構成されるグループとし、代表者を定める。

応募者は、構成員等の出資により、本事業を実施するための特別目的会社を事業契約調印までに設立するものとする。

応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行う。

応募者の構成員は、他の応募者の構成員になることはできない。ただし、市が選定事業者との事業契約を締結後、選定されなかった応募者グループの構成員が、事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。

特別目的会社より業務を受託する企業(以下「協力企業」という。)は、複数の応募者の受託先となることが可能である。

実施しようとする業務について、関係法令に基づく資格等を有する者で構成する。

総合医療情報システムの開発、整備業務については、八尾市が別途選定した民間専門事業者が行うこととしているが、当該民間専門事業者は、本業務について、PFI事業を実施する事業者として協力することを予定している。PFI事業者として選定されたグループは、八尾市に選定された情報システム実施企業との協力体制のもとで、事業を実施する。

(2) 応募者の参加資格要件

応募者は、主として以下の資格要件を満たしていなければならない。なお、詳細は募集要項にて明らかにする。

本事業を事業契約期間にわたり確実に遂行する能力を有すること。

複数の業種の企業が構成員となっていること。

(3) 応募者の制限

次のいずれかに該当する者は、応募者の構成員になることはできない。

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者

一次審査募集要項の公表の日から、当該審査結果の公表の日までの間において、八尾市指名留保又は指名停止措置を受けている者

最近1年間の法人税、消費税、法人事業税を滞納している者

本事業に係るアドバイザー業務に関与した者
 本事業の業務に関わっている者は、以下のとおりである。
 (ア) プライウォーターハウス・パートナーズ・ファイナンス・アドバイザーズ(株)
 (イ) (株)医療開発研究所
 (ウ) (株)システム環境研究所
 (エ) (株)病院システム
 (オ) (株)昭和設計

審査委員と関連の事業者

(4) 特別目的会社の設立等

応募者は、本事業に係る事業者選定審査の結果、契約締結を行う事業者として選定された場合は、本事業を実施する商法に定める株式会社として特別目的会社を設立する。応募者グループの構成員は、当該会社に対して出資するものとする。

すべての出資者は、事業契約が終了するまで特別目的会社の株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。

(5) 参加資格要件の確認

参加資格要件の確認基準日は、一次審査募集要項の公表の日とする。

5 審査及び選定に関する事項

(1) 審査及び選定の基本的考え方

応募者の審査及び選定に当たっては、透明性、客観性及び公平性の確保に努めるものとする。

審査は、学識経験者、市職員等により構成される審査委員会において行うものとする。

審査委員会のメンバーについては、募集要項において審査基準とともに公表する。

審査委員会は、予め設定した「事業者決定基準」に従って、価格のみならず、維持管理業務や運営業務における遂行能力や事業計画の妥当性、市の要求するサービス仕様との適合性、資金調達計画の確実性、リスク負担能力等の各面から評価を行い、優秀提案を選定する。

市は、審査委員会により提示された選定結果をもとに、契約を締結する事業者を決定する。なお、選定期間中に、応募者の構成員が地方自治法施行令第167条の4の規定に基づく入札参加資格の制限、若しくは、市の指名停止措置を受けた場合には、市は当該提案を選定しない。

(2) 民間事業者の選定

事業者の選定方法は、2段階で審査を実施し、一次審査により、事業提案書提出者を決定する。二次審査として事業提案書の審査を実施し、契約を締結する事業者を決定する。審査の主な視点は下記による。

一次審査	・資格審査
二次審査	・本事業の提案内容（事業計画、維持管理・運営支援等に係る事項） ・価格

市は、事業者審査委員会による上記の２段階の審査を経て優先交渉権者を決定し、契約手続を行う。

(3) 選定結果の公表

審査及び選定の結果については、公告及び市のホームページにて公表する。

6 提案書類の取り扱い

(1) 著作権

応募図書の著作権は、応募者に帰属する。ただし、本事業において公表等が必要と認めるときは、市は提案書の全部または一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった応募者の提案については、本事業の公表以外には使用せず、事業者選定後、返却する。

(2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負う。

第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 リスク分担の基本的考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、最も適切かつ低廉にリスクを管理することのできる主体がリスクを分担することにより、事業全体のリスクを低減し、事業全体の効率化及びより低廉で質の高い公共サービスの提供を目指している。

従って、選定事業者の担当する業務に係るリスクは基本的に選定事業者が負うものとする。ただし、選定事業者が適切かつ低廉に管理することができないと認められるリスクについては、市がそのすべて又は一部を負うこととする。

2 予想されるリスクと責任分担

市と事業者とのリスク分担は、原則として添付資料2によることとする。具体的内容については、実施方針に対する意見等の結果を踏まえ、入札公告時に示し、最終的には事業契約で明文化することとする。

3 リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

原則として、市又は選定事業者のいずれかが責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用は、その責任を負う者が全額負担するものとする。また、市及び選定事業者

が分担して責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用の負担方法については、入札説明書において定めるほか、詳細については事業契約において定める。

4 提供されるサービスの水準

本事業において実施する業務のサービス水準については募集要項の中で「要求水準書」として提示する。

5 本事業の管理者による支払に関する事項等

市は、選定事業者と締結する契約に従い、提供される全てのサービス等に対しその対価を支払う。また、サービスの対価は事業実施状況の監視結果に基づき、サービスの実施状況に連動して支払うものとする。

新病院の維持管理及び運営業務が予め定められた業務要求水準に達しない場合は、維持管理及び運営業務の状況に応じて支払う料金を減額することができるものとする。

サービス料の支払方法及び減額規定等の詳細については、民間事業者からの意見を踏まえ募集要項等において提示し、事業契約において定める。

6 事業の実施状況の監視

(1) 監視の目的

市が本事業目的を達成するために、選定事業者が定められた業務を確実に遂行し、募集要項にて提示される市の要求サービス水準を達成しているか否かを確認するために監視を行う。

(2) 監視の時期

事業の監視は、維持管理・運営時の各段階において実施される。

(3) 監視の方法

事業者が、本事業の事業目的を勘案し業務を実施するうえで最も効率的かつ効果的と考える監視手法を提案し、市との間で合意された手法をもって、選定事業者が実施し、市に報告する。

監視の実施及び報告に必要な費用については、選定事業者が負担することとする。

なお、市は、別途、監視が必要と考える場合においては独自の方法により監視を行い、その費用については自ら負担する。

(4) 監視の効果

監視の結果は、市から選定事業者に対して支払われるサービス料金算定及び支払時期の基準となり、あらかじめ定められた条件若しくは要求水準を一定以上下回る場合には、支払の延期や支払減額、改善勧告、契約解除等の対象となる。

第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 施設の概要

名 称	八尾市立病院
施設規模	建築面積： 8,323.68㎡ 延床面積： 39,280.07㎡（駐輪場、駐車場含む。） 病床数： 380床 駐車場等： 地下1階及び1階部分 - 293台、1階駐輪場 - 300台

2 施設の立地条件

- (1) 建設計画地： 大阪府八尾市大字渋川他
- (2) 敷地面積： 14,999.98㎡
- (3) 地域地区等：
 - 用途地域： 近隣商業地域
 - 建ぺい率： 80%
 - 容積率： 300%
 - 防火指定： 防火地域（予定）

第5 事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合の解決方法については、協議の方法や意思決定に要する期間、仲裁者の選定や仲裁の方法及び期間等に関する規定等を含め、その具体的措置を事業契約書に規定する。

また、事業契約に関する紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 事業の継続に関する基本的考え方

事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約で定める事由ごとに、市及び事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じることとする。選定事業者によって本事業の実施を継続することが困難となり、医療サービスの提供に支障が生じると判断される場合においては、事業契約の中途解除等を行うことがある。

2 継続が困難となった場合の措置

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

(1) 選定事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

選定事業者の提供するサービスが事業契約に定める市の要求基準を下回る場合、その他事業契約で定める選定事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、選定事業者に対して、修復勧告を行い、一定期間内に修復策の提出・実施を求めることができる。選定事業者が当該期間内に修復をすることができなかつたときは、市は、事業契約を解除することができる。

選定事業者が倒産し、又は選定事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は事業契約を解除することができる。

(2) 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、選定事業者は事業契約を解除することができるものとする。

前号の規定により選定事業者が事業契約を解除した場合、市は、選定事業者に生じる損害を賠償するものとする。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力、その他市又は民間事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市と選定事業者は事業継続の可否について協議を行う。

一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面による通知を行うことにより、市及び選定事業者は、事業契約を解除することができるものとする。

前号の規定により事業契約が解除される場合、市は、選定事業者に生じる損害について賠償することを基本とするが、具体的な内容については募集要項において示す。

不可抗力の定義については、募集要項において提示するものとする。

(4) 金融機関と市の協議(直接協定)

事業の継続性をできるだけ確保する目的で、市は選定事業者に対し資金供給を行うものと直接協議を行い、契約を締結することがある。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援

- (1) 業務を行うために必要な病院施設等は、市により無償で提供することがある。
- (2) 法制上及び税制上の措置は想定していない。

- (3) 財政上及び金融上の支援については、応募者が自らのリスクで活用を行うこととする。
- (4) 市は、選定事業者に対する補助、出資等の支援は行わない。

2 その他の支援

市は、選定事業者による業務実施に必要な許認可等の取得に関し、協力する。

第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決について

債務負担行為に関する予算議案を八尾市議会に提出し、議決を受ける。

2 提案に伴う費用負担

提案に伴う費用は、すべて応募者の負担とする。

3 本実施方針に関する問合せ先

八尾市立病院 病院建設準備室 (PFI 担当)
〒581-0056 大阪府八尾市南太子堂 2 - 1 - 5 5
電話： 0729-22-0881 内線 361・364
FAX： 0729-22-1778
電子メール： byouinkensetu@city.yao.osaka.jp
八尾市ホームページ
<http://www.city.yao.osaka.jp/>

実施方針に関する意見書

八尾市立病院維持管理・運営事業実施方針について、意見・提案事項がありますので提出します。

意見者	会社名 所在地 所属担当者氏名 電話・FAX
項目	実施方針の該当頁
内容	

実施方針に関する質問書

八尾市立病院維持管理・運営事業実施方針について、質問事項がありますので提出します。

質問者	会社名 所在地 所属担当者氏名 電話・FAX
項目	実施方針の該当頁
内容	

: 主分担
: 従分担

大項目	中項目	小項目	公共	民間
病院施設等の一部整備業務	(ア) 専ら S P C 業務の用途となる設備等の整備に関する業務			
	(イ) 病院施設・設備の一部整備に対する改善提案			
建設・設備維持管理 (ファシリティ・マネジメント) 業務	(ア) 設備管理業務	1 業務計画策定		
		2 運転監視業務		
		3 設備保守管理業務		
		4 修繕・更新等		
		5 その他(研修、渉外情報管理、記録・報告等)		
	(イ) 外構施設保守管理業務	1 業務計画策定		
		2 運転監視業務		
		3 設備保守管理業務		
		4 修繕・更新等		
		5 その他(研修、渉外情報管理、記録・報告等)		
	(ウ) 警備業務	1 警備業務		
		2 緊急事態への対応		
		3 記録・報告		
	(エ) 環境衛生管理業務(環境測定業務)	1 手術室・ICU・NICU等環境管理業務		
	(オ) 植栽管理業務	1 植栽管理業務		
病院運営業務 (医療法に基づく政令8業務)	(ア) 検体検査業務	1 検査受付業務		
		2 病理検査業務		
		3 輸血管理業務		
		4 血清検査業務		
		5 微生物検査業務		
		6 生理検査業務		
		7 生化学検査業務		
		8 一般検査業務		
		9 血液検査業務		
		10 管理業務		
	(イ) 滅菌消毒業務	1 中央材料部門業務		
(ウ) 食事の提供業務	1 栄養管理業務			

: 主分担
: 従分担

大項目	中項目	小項目	公共	民間
		2 調理作業管理業務		
		3 材料管理業務		
		4 業務管理業務		
		5 施設等管理業務		
		6 衛生管理業務		
		7 栄養指導業務		
		8 教育研修業務		
		(エ) 患者等の搬送業務	1 患者搬送車などの整備	
	2 病院・診療所・助産所相互間の患者などの搬送			
	3 業務管理			
	(オ) 医療機器の保守点検業務			
	(カ) 医療ガスの供給設備の保守点検業務			
	(キ) 洗濯業務等	1 院内洗濯		
		2 院内リネン管理		
		3 購入・修理など		
		4 カーテン管理		
		5 マットレスなどの管理		
		6 ベッドメイキング業務		
	(ク) 清掃業務	1 建物内部清掃		
		2 敷地内清掃		
	その他病院運営業務	(ア) 医療事務業務	1 受付窓口業務	
2 各診療部門事務業務				
3 診療報酬請求業務				
4 会計業務				
5 未収金管理				
6 各関係機関連絡業務				
7 各種証明書発行支援業務				
8 経営管理データ作成				
(イ) 看護補助業務		1 看護補助業務		

: 主分担
: 従分担

大項目	中項目	小項目	公共	民間
		2 物品管理		
	(ウ) 物品管理・物流管理(S P D) 業務	1 購入業務(診療材料、薬品、消耗品等)		
		2 院内配送業務		
	(エ) 医療機器類の整備・管理業務	1 医療機器類選定・購入		
		2 医療機器類の設置		
		3 医療機器類管理		
		4 医療機器類保守管理業務		
		5 医療機器類情報提供		
		6 渉外情報管理		
	(オ) 医療機器類の更新業務	1 医療機器類の更新		
	(カ) 総合医療情報システムの運営、保守管理業務(*)	1 設計・開発・テスト		
		2 データ移行		
		3 電算室管理		
		4 システム管理		
		5 保守管理等		
	(キ) 利便施設運営管理業務	1 売店運営業務		
		2 一般食堂・職員食堂運営業務		
		3 フラワーショップ運営業務		
		4 理容・美容室運営業務		
	(ク) 一般管理業務	1 経営管理支援		
		2 人事管理業務		
		3 予算管理業務		
		4 文書管理業務		
		5 福利厚生業務		
		6 経理業務		
	(ケ) 廃棄物処理業務	1 廃棄物の院内回収		
		2 廃棄物の区分		
		3 感染性廃棄物処理業務		
		4 産業廃棄物処理業務		

: 主分担
: 従分担

大項目	中項目	小項目	公共	民間
		5 一般廃棄物処理業務		
	(コ) その他業務			
	a) 健診センター運営業務	1 予約業務		
		2 健診業務		
		3 結果表作成・送付業務		
		4 片付け・準備業務		
		5 見積り業務		
		6 契約業務		
		7 料金請求業務		
		8 物品管理・薬剤管理		
	b) 電話交換業務	1 電話交換業務		
	c) 図書室運営業務	1 医師・看護婦用図書室運営業務		
		2 一般用図書室運営業務		
		3 その他(図書購入計画、委員会等)		
	d) 会議室管理業務	1 会議室管理業務		
	e) その他サービス業務	1 自動販売機運営業務		
		2 テレビシステム運営業務		
		3 冷蔵庫運営業務		
		4 コインランドリ - 運営業務		
		5 A T M運営業務		
		6 公衆電話管理業務		

(*) 総合医療情報システムの開発、整備業務については、八尾市が別途選定した民間専門事業者が行うこととしているが、当該民間専門事業者は、本業務について、P F I 事業を実施する事業者として協力することを予定している。P F I 事業者として選定されたグループは、八尾市に選定された情報システム実施企業との協力体制のもとで、事業を実施する。

業務分担者：
: 主分担
: 従分担

基本的に を付した主体が当該業務を行うが、内一部業務については を付した主体が行うものと想定している。詳細については募集要項にて示す。

負担者： 主分担
従分担

段 階	リスク			リスク分担		摘要	
	No.	リスク項目	リスクの内容	公共	民間事業者		
共通	1	募集要項リスク	募集要項の誤りに関するもの、内容の変更に関するもの				
	2	応募リスク	応募費用に関するもの				
	3	契約締結リスク	選定事業者と契約が結べない、又は契約手続きに時間がかかる場合			帰責性による	
	4	資金調達リスク	必要な資金の確保に関するもの				
	5	制度関連リスク	法制度・税制度・許認可リスク	法制度・税制度・許認可の新設・変更に関するもの(本事業にのみ影響を及ぼすもの)			
	6			法制度・税制度・許認可の新設・変更に関するもの(上記以外のもの)			基本的に民間負担とするが、大幅な変更がある場合は公共と協議を行う。
	7		許認可遅延リスク	許認可の遅延に関するもの(公共が取得するもの)			
	8			上記以外、民間事業者の申請等の手続きの不備等による許認可の遅延に関するもの			
	9	社会リスク	住民対応リスク	施設等の設置・運営に関する住民反対運動・訴訟・要望等に関するもの(調査、工事を含む。)			
	10			上記以外のもの(民間事業者が行う維持管理、運営)に関する住民反対運動・訴訟・要望等に関するもの			帰責性による。医療行為に起因する住民反対運動・訴訟・要望等は公共が負担する。
	11		第三者賠償リスク	民間事業者が行う業務に起因する騒音・振動・光・臭気に関するもの			
	12			公共の責めによる医療業務中の事故に関するもの			
	13			民間事業者の責めによる医療業務中の事故に関するもの			
	14			上記以外のもの(民間事業者が行う運営業務中の事故及び維持管理の不備による事項等)			
	15	環境問題リスク	民間事業者が行う業務に起因する有害物質の排出・漏洩等、環境保全に関するもの				
	16	デフォルトリスク(事業の中止・延期)	民間事業者に起因するもの	民間事業者の事業放棄、破綻によるもの			
	17			民間事業者の提供するサービスの品質が業務要求水準書の示す一定のレベルを下回った場合			
	18		公共に起因するもの	公共の債務不履行により当該サービスが不要となった場合等			
	19	不可抗力リスク		風水害、暴動、地震等			基本的には公共が負担することとするが、保険の付保等が可能なものについては民間事業者がカバーする。
	20	金利リスク		金利の変動に関するもの(開院後、維持管理・運営期間中)			資金調達の必要がある場合
	21	物価リスク		維持管理・運営期間中のインフレ、デフレ			原則インフレ指標(消費者物価指数)に従って一定期間毎に運営費の支払いを見直すこととし、予め定めた一定幅以上のインフレ、デフレについては公共が負担する。
開業準備段階	22	医療機器・備品等納品遅延リスク		民間事業者が設置する医療機器、備品等の納品遅延に起因するもの			
	23	補助金未確定リスク		補助金の交付に関するもの			

段階	リスク			リスク分担保		概要	
	No.	リスク項目	リスクの内容	公共	民間事業者		
	24	医療機器・備品等移設リスク	既存病院の医療機器、備品等の移設に関するもの				
	23	データ移行リスク	電子情報、カルテの移行に関するもの				
	24	技術革新リスク	医療機器陳腐化リスク	提案時に想定した公共が保有する医療機器が開業までの間に技術的に陳腐化した場合			
	25			提案時に想定した民間事業者が保有する医療機器が開業までの間に技術的に陳腐化した場合			
	26		システム陳腐化リスク	提案時に想定したシステムが開業までの間に技術的に陳腐化した場合			
維持管理・運営段階	27	支払遅延・不能リスク	公共からのサービスの対価の支払遅延・不能に関するもの				
	28	病院経営リスク	病院の経営に関するもの				
	29	維持管理リスク	計画変更リスク	公共の責めによる事業内容・用途の変更に関するもの			
	30			上記以外の要因による事業内容・用途の変更に関するもの			
	31		性能リスク	要求水準の不適合によるもの			
	32		病院施設の瑕疵リスク	病院施設に隠れた瑕疵が見つかった場合			
	33	維持管理コストリスク		公共の責めによる事業内容・用途の変更等に起因する維持管理費の増大・減少等			
	34			上記以外の要因による維持管理費の増大(物価・金利変動に関するものは除く。)			
	35	施設損傷リスク		施設の劣化に対して適切な措置がとられなかったことによるもの			
	36			事故・火災等によるダメージ等			保険の付保等にてカバーできる施設損傷については民間事業者が負うこととするが、その他の場合は公共と協議を行う。
	37			入院患者及び利用者等第三者による施設の損傷等			基本的には公共が負担するものとするが、施設損傷の程度に応じて民間事業者と協議する。
	38		修繕費増大リスク	修繕費が予想を上回った場合			
	39	運営リスク	計画変更リスク	病院の事業内容・用途の変更、仕様の変更に伴うもの			
	40			性能リスク	要求水準の不適合によるもの		
41	運営コストリスク		民間事業者の業務手順等に起因する業務量及び運営費の増大等				
42	需要変動リスク		患者数の急増加等の要因による業務量及び運営費の増大等(物価・金利変動によるものは除く。)			基本的には民間が負担するものとする。ただし、予め定められた一定幅を超える場合については公共と協議する。詳細は条件規定書に記載する。	
43	セキュリティリスク			民間事業者の警備不備によるもの			
44				上記以外のもの			
45	医療業務リスク			医療業務中の医療行為に起因する事故に関するもの			
46		医療業務中の民間事業者が保有している機器、器具等の不備、不良から生じた事故に関するもの					

段階 発生	リスク			リスク分担		摘要
	No.	リスク項目	リスクの内容	公共	民間 事業者	
	47		上記以外のもの(運営業務の事故、施設の劣化及び維持管理の不備による事項等)			帰責性による
	48	飲食店、売店等一般サービス等の需要リスク	利用者の減少等			
	49	技術革新リスク	医療機器陳腐化リスク	開業後に公共の保有する医療機器が技術的に陳腐化した場合		
	50			開業後に民間事業者の保有する医療機器が技術的に陳腐化した場合		
	51		システム陳腐化リスク	開業後に総合情報システムが技術的に陳腐化した場合		
開業後に民間事業者が設置したシステムが技術的に陳腐化した場合						
ス移 ク管 リ	52	移管手続きリスク	医療機器、器具、備品等の移管手続きに伴う諸費用の発生に関するもの			